

令和3年7月15日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

次回申請を考慮した施設共通の「使用済燃料貯蔵施設の技術基準への
適合性に関する説明書」(添付書類3添付)の記載について

7/14のRFS設工認ヒアリングでの指摘を踏まえ作成することとした以下の
説明書の記載については、別紙の通り整合を図る。

- ・ 使用済燃料の臨界防止に関する説明書(抜粋)
- ・ 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書(抜粋)
- ・ 使用済燃料の除熱に関する説明書(抜粋)
- ・ 放射線による被ばくの防止に関する説明書(抜粋)
- ・ 主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書(抜粋)

以上

使用済燃料の臨界防止に関する説明書(抜粋)

1. 概要

本資料は、使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料の臨界防止に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第5条(使用済燃料の臨界防止)に適合することを説明するものである。

使用済燃料の臨界防止に関する設計結果は「添付 1-1 使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書」次回申請に示す。

「添付 1-1 使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。

使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書(抜粋)

1. 概要

本資料は、使用済燃料貯蔵施設の閉じ込めの機能に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第11条(閉じ込めの機能)に適合することを説明するものである。

閉じ込めの機能に関する設計結果は「添付2-1 金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書」次回申請に示す。

「添付2-1 金属キャスクの閉じ込めの機能に関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。

使用済燃料の除熱に関する説明書(抜粋)

1. 概要

本資料は、使用済燃料貯蔵施設の除熱に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第16条（除熱）に適合することを説明するものである。

除熱に関する設計結果は「添付 3-1 使用済燃料の除熱に関する説明書」次回申請及び「添付 3-2 使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書」次回申請に示す。

「添付 3-1 使用済燃料の除熱に関する説明書」及び「添付 3-2 使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。

放射線による被ばくの防止に関する説明書(抜粋)

1. 概要

本資料は、使用済燃料貯蔵施設の遮蔽に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第21条(遮蔽)に適合する設計の方針であることを説明するものである。

遮蔽に関する設計結果は「添付4-1 金属キャスクの放射線による被ばくの防止に関する説明書」**次回申請**及び「添付4-2 使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書」**次回申請**に示す。

「添付4-1 金属キャスクの放射線による被ばくの防止に関する説明書」及び「添付4-2 使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。

主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書(抜粋)

1. 概要

本資料は、使用済燃料貯蔵施設の主要な容器の強度及び耐食性に関する設計方針が、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「技術基準規則等」という。)第14条(材料及び構造)に適合することを説明するものである。

主要な容器の強度及び耐食性に関する設計結果は「添付 10-1 金属キャスク及び貯蔵架台の強度評価の基本方針」次回申請に示す。

「添付 10-1 金属キャスク及び貯蔵架台の強度評価の基本方針」は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。